

令和7年4月8日

保護者様

安城市立桜林小学校長

山 村 育 余

### 暴風（暴風雪）警報発表時および、特別警報発表時等の対応について

見出しの件につきまして、詳細は以下の通りです。暴風（暴風雪）警報発表時の児童生徒の登校については、午前6時00分時点での暴風（暴風雪）警報の発表にご注意をお願いします。なお、本日配付の「大規模地震発生などにかかわる対応と災害時児童引き渡し確認カードの記入・修正について」の文書及び、災害時児童引き渡し確認カードの家庭用控えとともにご家庭で大切に保管してください。

#### 記

#### 暴風（暴風雪）警報発表時における対応

- 1 児童生徒の登校する前に、名古屋地方気象台から安城市に暴風（暴風雪）警報が発表されている場合
  - (1) 午前6時までに安城市の警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
  - (2) 午前6時までに安城市の警報が解除されなかった場合は、その日の授業は行わない。

上記（1）の場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときは、この限りではない。
- 2 児童生徒の登校後に、名古屋地方気象台から安城市に暴風（暴風雪）警報が発表された場合
  - (1) 気象及び通学路の状況等を判断して児童生徒を安全に帰宅させうると判断したときは、授業を中止し速やかに下校させる。
  - (2) 通学路が危険と認められる場合等、帰宅が困難と判断したときは、当該児童生徒の安全を校内において確保する。

### 特別警報発表時における対応

- 1 児童生徒の登校する以前に名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合
  - (1) 登校させない。
  - (2) 特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報を確認の上、児童生徒を安全に登校させようと判断できるまでは登校させない。なお、登校の判断についての情報は、学校ホームページおよび緊急メール配信システム、電話連絡等により周知する。
- 2 児童生徒の登校後に名古屋地方気象台から特別警報が発表された場合
  - (1) 即刻、授業を中止し、校内にて児童生徒の安全を確保する。
  - (2) 災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報を確認の上、保護者への引き渡し安全にできると判断できるまでは下校させない。なお、保護者への引き渡し判断についての情報は、学校ホームページおよび緊急メール配信システム、電話連絡等により周知する。

### 強風注意報・大雨警報等発表時における対応

安城市に暴風（暴風雪）警報・特別警報が発表されていないが、強風・大雨等異常気象により児童生徒の安全確保に困難が予想される場合

- (1) 校長は、名古屋地方気象台から発表される強風注意報・大雨警報等の気象情報を把握し、災害・気象及び通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止等を決定する。なお、学区の地理的状況等を考慮し、一部地域の児童生徒に対し、休業や授業の中止等を決定することができる。
- (2) 校長は、保護者の判断により、登校を見合わせたいという連絡があれば、それを認め、遅刻・欠席扱いとはしない。ただし、この場合、給食の返金等はできない。

※ 本日配付の「大規模地震発生などにかかわる対応と災害時児童引き渡し確認カードの記入・修正について」の文書及び、災害時児童引き渡し確認カードの家庭用控えとともにご家庭で大切に保管ください。